

令和5年第2回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年2月15日(水)午後1時30分から午後1時50分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 9名

欠席 農業委員 1名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	欠席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	出席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
6番	荒 勇一郎
7番	後藤 一茂

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
農地係長	常陸 浩一
主任主査	福島 大佑

6. 議事

- 報告第 1号 令和5年第2回総会までの主な行事について
- 議案第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第 6号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について
- 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について

会 長

ただいまより令和5年第2回農業委員会総会を開催いたします。

次第3の議事録署名人の指名についてですが、6番荒勇一郎委員と7番後藤一茂委員にお願いします。

なお、欠席は1番星美代子委員です。

それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号令和5年第2回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局

報告第1号令和5年第2回第会総会までの主な行事について、事務局よりご報告いたします。議案の1ページになります。

1月30日、農業者年金巡回相談会が南相馬市でありまして、事務局が出席しております。

1月31日、地域農業再生協議会役員会が役場でありまして、鈴木会長が出席しました。

2月1日、2日、7日に農地パトロールを実施いたしました。参加しました委員及び事務局につきましては議案に記載のとおりであります。

2月10日、農業委員会会長・事務局長研修会が福島市でありまして、事務局長が出席しました。

2月10日、農地法申請等現地調査を町内で行いまして、清野職務代理、阿部庄一委員、中村委員、石田委員、事務局が調査を実施致しました。

本日でございますが、相馬地域農業普及推進懇談会が南相馬市で開催中でありまして、事務局長が出席しているところであります。以上、報告いたします。

会 長

ただいま、事務局から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長

ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

議案第5号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から3番を事務局より説明を求めます。

事務局

議案第5号農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明致します。これにつきましては、農地の賃貸借権を賃貸人と賃借人の合意による解約が、その解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に成立した場合には、農地法第18条第6項の規定により農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されておるため提出

されたものであります。

1番を説明します。議案の2ページになります。賃貸人及び賃借人、届け出のあった農地は、議案に記載のとおりであります。これにつきましては、賃借人の都合により令和5年1月31日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。

2番を説明します。賃貸人及び賃借人、届け出のあった農地は、議案に記載のとおりであります。これにつきましては、賃借人の都合により令和5年1月31日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。

3番を説明します。議案の3ページになります。賃貸人及び賃借人、届け出のあった農地は、議案に記載のとおりであります。これにつきましては、賃貸人の都合により令和5年1月25日付けで賃貸借の解約をし、令和5年1月31日付けで土地の引き渡しをするものであります。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 　ただ今事務局から説明がありました。何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 　異議なしと認め、議案第5号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から3番を原案どおり承認いたします。

議案第6号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から18番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　議案第6号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、事務局より説明いたします。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画案に係る意見を求められているため提出するものです。

利用権設定の1番から18番について説明致します。議案の4ページから6ページをご覧ください。賃貸人、賃借人、届出のあった農地、貸借期間は議案に記載のとおりです。

賃借料は、1番は無償、2番から5番は10アール当たり米30kg、6番は10アール当たり5,000円または米30kg、7番は10アール当たり5,000円、8番から9番は10アール当たり米30kg、10番は10アール当たり5,000円、11番から12番は賃借料情報の田の平均額、13番から18番は10アール当たり米30kgです。

なお、午前中に開催されました農地利用最適化推進委員会議において意見はありませんでした。以上です。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第6号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から18番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

続きまして、議案第6号の19番は星美代子委員のご家族に関する案件であります。星委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき、審議が終了するまで退席をお願い致します。

〔 星美代子委員 退席 〕

会 長 議案第6号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の19番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第6号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の19番について説明致します。議案の7ページをご覧ください。賃貸人、賃借人、届出のあった農地、貸借期間は議案に記載のとおりです。

賃借料は、10アール当たり米30kgです。

なお、午前中に開催されました農地利用最適化推進委員会議において意見はありませんでした。以上です。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第6号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の19番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付します。

審議が終わりましたので、星美代子委員は席に戻っていただきたいと思ひます。

〔 星美代子委員 着席 〕

会 長 続きまして、議案第6号の20番から21番は阿部謙一委員に関する案件であります。阿部謙一委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき、審議が終了するまで退席をお願い致します。

〔 阿部謙一委員 退席 〕

会 長 議案第6号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の20番から21番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第6号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の20番から21番について説明致します。議案の7ページをご覧下さい。賃貸人、賃借人、届出のあった農地、貸借期間は議案に記載のとおりです。

賃借料は、20番から21番は10アール当たり米30kgです。

なお、午前中に開催されました農地利用最適化推進委員会議において意見はありませんでした。以上です。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第6号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の20番から21番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付します。
審議が終わりましたので、阿部謙一委員は席に戻っていただきたいと思ひます。

〔 阿部謙一委員 着席 〕

会 長 続きますして、議案第6号の22番は阿部庄一委員に関する案件であります。阿部庄一委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき、審議が終了するまで退席をお願い致します。

〔 阿部庄一委員 退席 〕

会 長 議案第6号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の22番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第6号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の22番について説明致します。議案の7ページをご覧ください。賃貸人、賃借人、届出のあった農地、貸借期間は議案に記載のとおりです。
賃借料は、10アール当たり4,500円です。
なお、午前中に開催されました農地利用最適化推進委員会議において意見はありませんでした。以上です。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第6号農用地利用集積計画（案）に係る意見に

ついて利用権設定の22番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付し審議が終わりましたので、阿部庄一委員は席に戻っていただきたいと思ひます。

[阿部庄一委員 着席]

会 長 議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、1番について説明します。議案は8ページになります。譲渡人・譲受人・申請地は、議案の記載とおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する田に水稻を栽培する計画であります。1番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

なお、農地利用最適化推進委員からは、意見はございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案は9ページ、資料は1ページから3ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的は個人住宅であります。農地の権利移動は贈与による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載の通りであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や

資金も問題はありません。申請地の農地区分については、集団農地への連たんもなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適当な土地が見つからなかったことから、許可の要件は満たしております。

2番について説明いたします。議案は10ページ、資料は4ページから7ページになります。設定人と被設定人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的は資材置場であります。農地の権利移動は賃借権の設定で、貸借期間は農地法許可の日から令和6年2月29日の期間であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載の通りであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。申請地の農地区分については、道路によって区画されたエリアの面積に占める宅地の割合が40%を超えたことから、第3種農地と判断されます。第3種農地であるため、許可の要件は満たしております。

なお、農地利用最適化推進委員からは、意見はございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 この件に関しましては、2月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

阿部庄一委員 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、2月10日に清野敏興職務代理、中村雄志委員、石田敏裕委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明致します。議案9ページと資料の1ページから3ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページの記載とおりで、申請地は平坦な土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

2番を説明致します。議案10ページと資料の4ページから7ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の4ページから5ページの記載とおりで、申請地は平坦な土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、何か補足説明があればお願いします。

〔発言する人なし〕

会 長 それでは議案第8号の1番から2番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について、1番から2番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ送付いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和5年第2回農業委員会総会を閉会いたします。